【日本専門医機構 認定 臨床検査専門医の更新延長について】

**特別基準１**

I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合は、各専門医が事情に応じて以下の2つ(I-1又はI-2)

の方法のいずれかを選択することができます。

I-1. 専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難になると予想される場合：

更新延長申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長が可能です。猶予期間の満了や終了は日本臨床検査医学会日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。

I-2. 専門医としての診療活動を定期的にできないが自己学習などが継続できる場合：

専門医更新基準のうち、診療実績の基準を満たすことができないが、専門医共通講習、領域別講習および学術業績の更新基準を満たすことができる場合、次回更新時に、領域専門委員会と機構に理由書を提出し、承認が得られれば、「自己学習の評価」をもって診療実績の不足分を補うことができます。自己学習の評価については別途定めます（臨床検査領域では認定試験の筆記試験またはe-learningを想定しています）。

II. 上記I以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合。

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、上記委員会に理由書を提出し、審査を受けなければなりません。

審査において、正当な理由があると認められた場合は、失効後1年以内に更新基準を満たすことで専門医資格を復活することができます。

（失効後復活までの期間は、機構専門医ではありません。）過去に、学会あるいは機構専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5年後に、更新基準を満たすことにより資格を回復できます。

以上、ご確認のうえ、下記雛形で証明となる書類がある場合は必要書類をご用意いただき、申請をお願いいたします。

＜更新延長申請書 雛形＞

----------------------------------------------------------------------------------------------------------

2025年　　月　　日

日本臨床検査医学会

日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会

委員長　金子　誠　殿

所属機関：

氏名：

日本専門医機構認定臨床検査専門医の更新延長について（申請）

標記の件につきまして、下記のとおり更新延長申請いたしますので、御承諾

くださいますようお願い申し上げます。

記

所属：

氏名：

専門医番号：25-

更新延長期間：2021年1月1日～2025年12月31日のところ、1年間延長して

　2026年1月1日～2026年12月31日への延長を希望。

延長申請理由：

※延長理由の証拠書類を添付してください。

以上

---------------------------------------------------------------------------------------------------------